

# 商店街空き店舗活用事業 補助対象者チェックリスト（申請時）

すべての項目にチェック☑が入る方が申請できます。

| No. | 内容                                                                                                                                   | 確認 |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 1   | 出店場所は新潟市内の商店街区内である。                                                                                                                  |    |
| 2   | 出店先の商店街組合から、事業内容等について賛同を得ている。                                                                                                        |    |
| 3   | 中小企業等に該当し、補助金交付申請日において、開業届又は法人登記をした日から1年以上経過し、かつ営業に関する決算を1期以上行っている。                                                                  |    |
| 4   | 新潟市内からの移転ではない。<br>※ただし、現在営業する店舗が属する建物の閉鎖等、自己都合でない移転の場合は対象。                                                                           |    |
| 5   | フランチャイズチェーンとして事業を営む店舗ではない。                                                                                                           |    |
| 6   | チェーンストアとして事業を営む店舗ではない。                                                                                                               |    |
| 7   | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法第122号）第2条第1項第4号若しくは第5号に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営んでいない。                                           |    |
| 8   | これまで本補助金又は古町地区空き店舗活用事業費補助金の交付を受けていない。                                                                                                |    |
| 9   | 以下のいずれにも該当しない。<br>ア 空き店舗の所有者。<br>イ 空き店舗の所有者の2親等以内の親族である者。<br>ウ 空き店舗の所有者又は所有者の2親等以内の親族が役員となっている団体等。<br>※役員とは、代表者、理事、監事又はこれらに準ずるものをいう。 |    |
| 10  | 市税を完納している。                                                                                                                           |    |
| 11  | 宗教活動又は政治活動を目的としていない。                                                                                                                 |    |
| 12  | 公序良俗に反する行為又は関係法令に違反していない。                                                                                                            |    |
| 13  | 補助対象事業に着手していない店舗（補助金交付決定日前に、賃貸借契約の締結、備品売買契約の締結、店舗改装工事の着手等の行為をいずれも行っていない店舗）である。                                                       |    |
| 14  | 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない。                |    |

※上記チェック項目は、主に「商店街空き店舗活用事業募集要項 2. 補助対象者」から抜粋したものです。上記以外の項目は、選定委員会における審査基準として記されています。「商店街空き店舗活用事業募集要項 2. 補助対象者」も必ずご確認ください。

令和 年 月 日 署名